

多摩市自転車等の放置防止に関する条例及び多摩市営駐輪場条例に基づき、自動二輪車等を撤去又は移送し、これを保管しているのを、次のとおり告示する。

令和 7年 5月 16日

多摩市長 阿部 裕行

1. 多摩市自転車等の放置防止に関する条例に基づく撤去

①撤去した理由

多摩市自転車等の放置防止に関する条例に基づく自転車等の放置禁止区域内、市内の歩道等公共の場所及び指定駐輪場内に長期間放置されていたので、同条例第17条第2項、第18条、第19条の規定により、撤去したものである。

②自転車等を撤去した区域

聖蹟桜ヶ丘駅周辺 永山駅周辺 多摩センター駅周辺 唐木田駅周辺
指定駐輪場 その他（市道、都道、公共の場所等）

③保管をしている自転車等の台数

自転車	96 台	原動機付自転車	5 台
自動二輪車	台		

2. 多摩市営駐輪場条例に基づく移送

①撤去した理由

多摩市営駐輪場条例に基づき、駐輪場内において許可を受けていない者の自動二輪車等、利用料金を納付していない者の自動二輪車等及び同条例又はこれに基づく市長、または指定管理者の指示に違反した利用をしている者の自動二輪車等について、同条例第13条、第22条の規定により、移送したものである。

②自動二輪車等を移送した駐輪場

聖蹟桜ヶ丘駅周辺駐輪場 永山駅周辺駐輪場
多摩センター駅周辺駐輪場 唐木田駅周辺駐輪場

③保管をしている自動二輪車等の台数

自転車	台	原動機付自転車	台
自動二輪車	台		

3. 撤去・移送した日

令和 7年 4月 16日 ～ 令和 7年 5月 15日

4. 保管をしている場所

多摩市第1 放置自転車等保管場所	多摩市豊ヶ丘1-26-1
多摩市第2 放置自転車等保管場所	多摩市豊ヶ丘1-31
多摩市第3 放置自転車等保管場所	多摩市桜ヶ丘4-40-1

5. 返還日時

午前8時から午後11時まで及び午後5時から午後8時まで
(ただし、12月29日から1月3日までの間を除く。)

6. 返還を受けるための必要事項

(1) 返還通知

(2) 住所・氏名を証するに足る書類

(3) 自転車等の鍵

撤去料 (自転車 2,000円、原動機付自転車 3,000円、自動二輪車 4,000円)

7. 連絡先

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1

多摩市役所都市整備部道路交通課交通係

042(338)6826 (直通)

8. 保管期限

令和7年7月15日 まで

9. 処分

この告示後60日を経過し、引き取りのない自転車等は本市において処分する。